

船橋市条例第23号

船橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

船橋市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年船橋市条例第54号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「省令」という。）の例による。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第3条 法第17条第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、省令に定める基準の例による。

（非常災害対策）

第4条 前条の規定によりその例によることとされる省令第8条第1項の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは、「職員並びに入所者及びその家族等」とする。

（記録の整備）

第5条 第3条の規定によりその例によることとされる省令第9条第2項の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

（設備）

第6条 養護老人ホームの居室及び静養室には、ブザー又はこれに代わる設備を設けなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。